

生駒市条例第 3 1 号

生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 3 0 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市体育施設条例及び生駒市都市公園条例の一部を改正する条例

(生駒市体育施設条例の一部改正)

第 1 条 生駒市体育施設条例（平成元年 1 2 月生駒市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の (4) の表滝寺公園プールの項を削る。

別表第 3 の 5 の表中「滝寺公園プール」を削る。

(生駒市都市公園条例の一部改正)

第 2 条 生駒市都市公園条例（昭和 4 5 年 3 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項中「使用料」を「使用料等」に改め、同項第 4 号を次のように改める。

(4) 生駒市健民グラウンド

別表第 1 の滝寺公園の項中「滝寺公園テニスコート」を「滝寺公園テニスコ
生駒市健民テニス

ート
に改める。
コート」

第 3 条 生駒市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第 1 の滝寺公園の項中「滝寺公園プール」を「滝寺公園テニスコ
滝寺公園テニスコート」

ート」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。